

ドーピング まめちしき!

Vol.29

嶋元医院 院長 嶋元 徹

ドーピング検査を行う検査員(DCO)の経験者

国体で初のドーピング違反!!



日本体育協会は2017年8月18日に、国体で初のドーピング違反が確定したことを発表しました。2016年に開催された岩手国体において、自転車成年男子ケイリンで優勝した選手です。違反物質はテストステロンとアンドロステンジオンで、どちらも筋肉増強効果があります。こういった違反の場合は通常4年間の資格停止処分となります。資格停止期間中は競技会への出場、所属チームの施設利用や練習への参加は一切できません。さらに、コーチとしてアスリートを指導したり、競技会のオフィシャルを務めたり、所属団体の仕事を手伝ったり、それがボランティアであっても許されず、スポーツに係わる全ての活動が禁止されます。(引用:日本アンチ・ドーピング機構, 国立スポーツ科学センターHP)今回は選手が日本スポーツ仲裁機構(JSAA)に不服を申し立てたことで、JSAAが「重大な過誤または過失はない」と判断し、4ヶ月の資格停止となりました。

この発表についてはっきり言うとJSAAの判断は「甘い判断」だとしか言いようがありません。選手が禁止物質を摂取した経緯ですが、該当の選手は10種類の海外製のサプリメントを摂取していました。今回、JSAAが選手の処分を軽減した裁定判断の中に「サプリメントのパッケージに禁止物質が書かれていなかった」という点があります。しかしながら、海外製のサプリメントに禁止物質が多く含まれていることはアスリートの中では常識です。また、禁止物質が含まれていたとしても、サプリメントメーカーが自ら禁止物質を記入するはずがありません。今までもコラムに書いてきましたが、摂取は個人の責任になります。

さらに「国体の約半年前のドーピング検査で陰性だった」という点も裁定判断としてあげられていますが、サプリメントの製造ロットによってもばらつきがあったり、メーカーが故意に禁止物質を混入する場合もあつたりします。(メーカーは効果があれば売上が伸びますのでいろんな手法を使ってきます)ですから、「国体の約半年前のドーピング検査で陰性だった」という事実は、処分軽減の理由として該当する事案ではないといえます。

しかしながら、今回は選手の主張が通り、処分が軽減されました。今後このような裁定が多く出るようになれば、日本もドーピング大国になってしまう懸念があります。個人的には今回のJSAAの裁定には大きな疑問を抱いています。

もう一度確認です。選手が摂取する物はすべて自己責任です。たとえ嘘の情報で安全と判断し摂取したとしても、確認しなかったのは選手の責任です。ドーピング違反は逃れられません。十分注意して下さい。